

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 8 月 1 日

横浜市契約事務受任者  
みどり環境局長 鈴木 貴晶

1 契約の概要

飯島町特別緑地保全地区大道トンネル坑口樹木伐採業務委託

2 履行（納品）場所

栄区飯島町 3512 番ほか

3 契約日

令和 7 年 7 月 3 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

5 契約金額

4, 070, 000 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：ユニオン建設株式会社横浜支店 執行役員 支店長 山本 一俊  
所在地：横浜市戸塚区戸塚町 5128-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

飯島町特別緑地保全地区（以下「特緑」という）は、東日本旅客鉄道株式会社の京浜東北線大船・本郷台駅間の鉄道敷地及びトンネルに隣接して位置しています。そのため、万一、特緑（市有地）の樹木の枝や幹が緑地の境界を越え鉄道用地に落下した場合は、鉄道の運行に重大な影響を与える恐れがあります。すでに、越境した枝が鉄道の架線の一部に接触しており、早急に伐採を実施し越境を解消する必要があります。

伐採作業を行うにあたっては、鉄道管理者である東日本旅客鉄道株式会社横浜支社と近接施工協議を行う必要があり、協議・協定締結の際には一定の資格を有する工事管理者の配置可能な事業者であることが条件となります。また、業務遂行にあたっては、線路の線型やその地域における周囲の環境に詳しいことも必要となります。

これらの条件を満たし、迅速な対応が可能な業者はユニオン建設株式会社のみだったため、随意契約により早急に除去することにしました。

## 8 契約の相手方の選定理由

ユニオン建設株式会社は、京浜東北線沿線において線路工事や土地の維持管理委託を東日本旅客鉄道株式会社から請け負う唯一の会社であり、鉄道近接作業に精通しており、安全に施工が可能です。また、過去に当該緑地の樹木伐採等の工事実績あり、当該緑地を熟知しているとともに、災害協力事業者登録もされています。さらに、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社からは上記条件を満たし、かつ、樹木管理作業が可能な業者はユニオン建設株式会社しかいないとの見解がありました。

のことから、迅速な対応が可能である当該事業者を選定しました。

## 9 所管課

みどり環境局公園緑地事業課